

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
国立病院機構	勤務割振表を求める内容	H21.2.3	H21.3.5	H21.6.29	116	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の業務も著しく繁忙であるため。
山形大学	山形大学が山形労働基準監督署から受けた是正勧告書、指導書及び労働基準監督署に提出した是正報告書	H21.4.28	H21.5.28	H21.11.30	186	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	附属病院における平成18年度、19年度、20年度の診療時間以外の外来患者数、入院患者数(可能であれば月毎)	H21.6.2	H21.7.2	H21.12.8	159	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	医学部精神科が平成20年度、21年度に受け入れた奨学寄付金における、各年度毎の各寄付の寄附者名と金額	H21.7.30	H21.8.28	H21.12.2	96	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	各製薬企業の医学部各科に対して行っている奨学寄附の金額に対して、どこからいくら入っているかの情報。(20年度) 武田薬品、第一三共(株)、ファイザー、ノベルティスファーマ、アステラス、萬有、バイエル薬品、田辺三菱、グラクソ、エーザイ、サノフィ、他	H21.12.2	H21.12.25	H22.2.26	63	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項	H21.10.26	H21.12.25	H22.2.25	62	第三者との意見調整において、法5条2号イ情報の検討に時間を要したため。
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項及びその回答	H21.12.2	H22.2.4	H22.2.22	18	第三者との意見調整において、法5条2号イ情報の検討に時間を要したため。
国際交流基金	国際交流基金が行なった中国・北京日本学研究中心図書館についての委嘱調査の仰裁書・決定書(調査の必要性、委嘱先、委嘱条件、実施時期等その実施要件が記載された文書)	H21.9.7	H21.11.6	H21.12.11	35	担当課においてほかに処理すべき開示請求案件が多く、また他の事務が著しく繁忙であったため。
国際交流基金	文化芸術交流 文化協力事業で行われている、文化遺産保存及び文化保存に関連する事業報告書・法人文章(過去10年分程)	H21.9.7	H21.11.30	H21.12.11	11	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
国際交流基金	文化芸術交流事業開始以前での文化保存修復に関わる事業報告書・法人文章	H21.9.7	H21.11.13	H21.12.1	18	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

○延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
都市再生機構	西神田2丁目市街地住宅に係る耐震診断関係文書請求事件	H21.5.11	H21.6.11	293	本件に関しては、H21.5.20に情報提供で対応している。その際、請求者が取り下げの意向を示したため、庁内での手続きを行っていなかった。しかし、H22.4.23に、取り下げを行っていない旨、請求者から通知があったため庁内で事実関係を確認をしたところ、H21.5.11に形式的な要件を満たしていたことが確認された。よって到達日付であらためて受付を行い、書類上の日数が超過することとなった。
山形大学	理学部で2008年4月1日から12月31日までの間に申し出のあったキャンパス・ハラスメントに関する報告書(委員会関連の書類)すべて。工学部で2008年4月1日から12月31日までの間に申し出のあったキャンパス・ハラスメントに関する報告書(委員会関連の書類)すべて	H21.3.23	H21.4.22	343	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	人文学部における教員に関する特別委員会(平成20年4月～)及び発議した新旧運営委員会(平成20年3月または4月)で取り扱った資料。それに関連した教授会回収資料(4月、7月)。平成20年7月以降の評議会の関連資料。新旧運営委員会、特別委員会、評議会メンバーリスト	H20.9.29	H20.10.29	518	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	人文学部及び全学におけるハラスメント関連委員会で取り扱った書類(人文関連)(平成18年度1月以降すべて)。これらに関連する学部教授会、運営委員会、さらに評議会教育研究評議会等の書類、労務局、仙台弁護士会等外部機関とのやりとり、学生、教員、受任弁護士間のやりとり。	H20.9.29	H20.10.29	518	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	医学部教員の個人評価に関する委員会の議事録・資料(回収資料を含む)(平成20年1月～12月) 医学部教授会議事録・資料(回収資料を含む)(平成20年6月～12月)	H20.12.15	H21.1.14	441	開示請求に係る法人文書の特定、開示・不開示の審査に時間がかかったため。
山形大学	(1) 予定価格設定のために業者から入手した概算見積書or予算見積書orした見積書 (2) 予定価格調書 (3) 入札(見積)調書 (4) エレベーターの台数と詳細仕様が分かる文書 (5) エレベーターの改修工事である場合には、改修内容(流用品・新規手配品の区分)が分かる文書	H22.2.25	H22.3.26	5	所管業務が著しく多忙であったため。

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料5)

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
科学技術振興機構	「平成15年7月15日付け研究推進部長発信の表現“戦略的創造研究事業に係わる一切の件”に規定されるあるいは係わる一切の文書」	H21.1.8	H21.5.26	138	理由説明書の作成に慎重な検討を要したため。
科学技術振興機構	特定個人の研究疑惑に係る調査等に関して諮問庁が作成又は取得した文書	H20.12.22	H21.4.23	122	理由説明書の作成に慎重な検討を要したため。
東北大学	特定教授に係る平成20年度、平成21年度の出勤簿の一部開示決定及び平成20年度の旅行計画書・研修承認願・教員研修簿の不開示(文書不存在)に関する件	H21.7.27	H21.12.22	148	異議申立を受けたことにより、学内委員会において検討を行うために日数を要した。
東京大学	総合文化研究科セクハラ再発防止委員会の2004年度から2007年度までの会議録及び配布資料の一部開示決定(不存在を含む)に関する件	H21.2.19 (追加 H21.6.29)	H21.7.15	146	本件については、H20.11.14付の開示請求に対し、H20.12.22付で行った開示決定について、H21.2.19付で開示請求者から異議申立てが行われた。 異議申立て受理後に、開示決定通知書で一部分を不存在としていた事項について、新たな開示請求対象文書が存在が判明したため、この段階では原処分についての諮問は行わず、開示請求者に対し、H21.5.29付で追加文書の開示決定を通知した。 開示請求者からは、H21.6.29付で、追加の開示決定に対するさらなる異議申立てが行われた。 当初の開示決定及び追加の開示決定は不可分であり、あわせて原処分の是非について諮問することとしたため、当初の異議申立てからは90日を越えて諮問することとなったものである。
東京大学	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎科学系科学哲学部会の2004年度から2007年度までの部会の記録及び配布資料の一部開示決定(不存在を含む)に関する件	H21.2.27 (追加 H21.6.29)	H21.7.15	138	本件については、H20.11.14付の開示請求に対し、H21.1.9付で行った開示決定について、H21.2.27付で開示請求者から異議申立てが行われた。 異議申立て受理後に、開示決定通知書で一部分を不存在としていた事項について、新たな開示請求対象文書が存在が判明したため、この段階では原処分についての諮問は行わず、開示請求者に対し、H21.5.29付で追加文書の開示決定を通知した。 開示請求者からは、H21.6.29付で、追加の開示決定に対するさらなる異議申立てが行われた。 当初の開示決定及び追加の開示決定は不可分であり、あわせて原処分の是非について諮問することとしたため、当初の異議申立てからは90日を越えて諮問することとなったものである。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから既に90日超を経過しているもの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
郵便事業株式会社	世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる資料の一部開示決定に関する件	H18.8.3	1,336	事実関係を確認するために大量の対象文書を精査する必要があったため。

○今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したもの(資料7)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品にかかる医薬品副作用・感染症例報告書の一部開示決定に関する件(第三者異議申立て)	H21.4.13	H22.3.31	352	開示請求対象文書が大量(A4:約3,300枚)であり、不開示箇所の再確認及び決定内容の検討に時間を要したため。
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品にかかる医薬品副作用・感染症例報告書の一部開示決定に関する件(第三者異議申立て)	H21.4.13	H22.3.31	352	開示請求対象文書が大量(A4:約1,400枚)であり、不開示箇所の再確認及び決定内容の検討に時間を要したため。

○調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料8)

法人名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情
医薬品医療機器総合機構	特定医療機器にかかる医療機器不具合・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件(第三者異議申立て)	H21.9.14	198	第三者との意見調整において、法5条1号及び2号イ情報の検討に時間を要したため。

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料9)

<第1審>

法人名	裁判所	事件番号	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
医薬品医療機器総合機構	東京地裁	20(行ウ)714	H22.3.25	<開示決定取消請求事件> 特定医療機器にかかる医療機器不具合・感染症症例報告書について、法第14条における「第三者」である原告が、部分開示の範囲を不服として、開示決定処分の取消を求めたもの。	請求一部認容	判決確定
大学入試センター	東京地裁	21(行ウ)420	H22.1.13	<公文書非公開処分取消請求事件> 裁判関係書類について、法第5条第1号及び第2号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
預金保険機構	津地裁	20(行ウ)29	H21.9.3	<公文書不開示処分取消請求事件> 債権の買取価格が記載された文書について、法第5条2号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下	原告控訴 名古屋高裁21(行コ)47
東京地下鉄株式会社	東京地裁	20(ワ)35120	H21.4.28	<損害賠償請求事件> 監視カメラのビデオテープほか4つの文書について、全部又は一部の不開示を決定し、その後審査会の答申に基づき原処分の維持又は全部開示の決定を行った件について、審査会への諮問の遅延等による損害の賠償を求めた事件。	請求棄却	原告控訴 東京高裁21(ネ)3011

<控訴審>

法人名	裁判所	事件番号	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
預金保険機構	名古屋高裁	21(行コ)47	H22.3.25	<公文書不開示処分取消請求控訴事件> 債権の買取価格が記載された文書について、法第5条2号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
東京地下鉄株式会社	東京高裁	21(ネ)3011	H21.9.10	<損害賠償請求控訴事件> 監視カメラのビデオテープほか4つの文書について、全部又は一部の不開示を決定し、その後審査会の答申に基づき原処分の維持又は全部開示の決定を行った件について、審査会への諮問の遅延等による損害の賠償を求めた事件。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁21(オ)1841 最高裁21(受)2207

<上告審>

法人名	裁判所	事件番号	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
東京地下鉄株式会社	最高裁	21(オ)1841 21(受)2207	H22.2.4	<損害賠償請求上告事件> 監視カメラのビデオテープほか4つの文書について、全部又は一部の不開示を決定し、その後審査会の答申に基づき原処分の維持又は全部開示の決定を行った件について、審査会への諮問の遅延等による損害の賠償を求めた事件。	上告棄却	